

## 道場開館にともなう弓道稽古のガイドライン

埼玉県弓道連盟

令和2年5月26日

日本スポーツ協会の「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン(令和2年5月14日)にもとづき、埼玉県弓道連盟として稽古再開のためのガイドラインを制定する。各支部、各道場ではこのガイドラインに基づき、各道場の条件に沿った対応策をとることとする。

### 【 基本原則 】

- ・ 国の緊急事態宣言や県や各自治体による自粛要請が解除され、弓道場が開館されても9月末までは大会・講習会等は行わず、個人の稽古のみを行う。10月1日以降の対応については別途定める。
- ・ 10月1日以降の大会・講習会・審査再開のためのガイドラインは別途制定する。
- ・ 支部長に承認された場合を除き各自の所属する道場以外での稽古は行わない。
- ・ 埼玉県立武道館の利用者が集中するのを避けるため、埼玉県立武道館で稽古を行えるのは埼弓連各道場に所属していない者のみとする。  
(月例稽古、武道教室が再開された場合は主催者の指示に従う。)
- ・ 現在、所属道場が改修工事等で使用できない連盟は、支部長と協議してその上で定められた道場を使用する。
- ・ 弓道場が開館された場合でも以下に該当する者は稽古を行わない。
  - ① 体調がよくない場合(発熱、咳、咽頭痛、倦怠感、味覚障害などの症状がある場合)
  - ② 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
  - ③ 過去14日以内に外国から帰国した場合
  - ④ 「過去14日以内に外国から帰国した方」と濃厚接触がある場合
- ・ 稽古を行う場合は道場に備え付けるノートに、氏名、連絡先(電話番号)、稽古を行った日時を記録する(記載された個人情報には必要がある場合は保健所等に提供される)。
- ・ 稽古を行った後に感染が判明した場合、当該会員(本人からの連絡が難しい場合は同居家族等連絡ができる者)はただちに所属道場責任者にその旨を伝える。所属道場責任者は必要な情報を埼弓連会長、所属支部長、保健所に伝える。
- ・ 稽古を行った者の中から感染者が出た場合には、ただちに道場での稽古を中止する。

### 【 道場利用方法 】

道場の広狭、会員数等を考慮しながら三密の状態が発生しないように道場利用方法を定める。その際、以下のような点を考慮する。

#### 1、的数の2倍を超えない人数で稽古を行う。

(の間隔はできるだけ1.8メートル以上を保つ)

(的数の2倍を超える会員が来場した場合は、後から来た者が練習開始時間を遅らせる等の配慮をする)

#### 2、週あたりの道場利用回数は一人あたり2~3回とする。

(月水金を稽古日とする者と、火木土を稽古日にする者に分ける等の工夫をする)

3、1日を午前・午後・夜間（可能であれば9時～12時、12時～15時、15時～18時……などのように）と分け、利用者の利用時間調整を行う。

\*会員の住所により練習時間を振り分ける等の工夫も行う。

4、1日あたり1回の利用とし、1回の利用時間は1～2時間以内とする。

5、休日の利用は平日に利用できない方のみ（平日に勤務がある方など）とする。

6、平日夜間の利用は平日日中に利用できない方のみとする。

7、練習を行う場合はノートに、氏名、連絡先（電話番号）、練習時間を記入する。

8、手洗い場には石鹸を用意する。タオルは設置せず各自が持参する。

9、できれば道場内にアルコール消毒液を用意する。

以上の点を組み合わせた利用方法を決め、会員に周知する。（掲示も行う）

#### 稽古を行う場合の留意点

1、家で着替えてくることで更衣室を利用しなくて済むようにする。

2、出入口、窓を開放した状態で稽古を行い、不必要に道場内の各所に触らないようにする。

3、マスクを持参し、できるだけマスクをした状態での稽古を行う。

4、原則として指導は行わず、依頼されて指導を行う場合もマスクを着用し、離れた場所から口頭で行う。

5、必要以外の会話は行わない。

6、他人の私物・弓具に触らない。（筆粉・ギリ粉は共用しない、矢取りは各自が行う）

7、初心者であっても弓具を共用しないようにする。

8、練習開始前後には手洗い・うがいをを行い、以後も矢取などの機会にこまめに行う。

9、稽古中に限らず、準備・片付け等においても三密を避けることを心掛ける。

10、的張りの回数をできるだけ少なくするため、まとめて行う等の工夫を行う。

11、ゴミは各自が持ち帰る。

12、矢拭きタオルは、毎日交換する。

13、行射と行射の間に待機する場合は、相互の間隔を十分にとる。